

結婚したい…

でもお金がかかるよね…

ちょっと待って！！

**泉佐野市は
そんな若いカップルを
応援します！**

泉佐野市結婚新生活支援事業

結婚をきっかけとして、泉佐野市内に住居を新しく購入または借りた新婚夫婦に、住居費、引越し費用合わせて最大30万円支給します。

※支給を受けるには、夫婦の所得が前年400万円未満（貸与型奨学金の返済中の方はその費用額は控除されます）であること、市税の滞納がないことなど、条件があります。

泉佐野市結婚新生活支援事業って！？

1. 泉佐野市結婚新生活支援事業ってナニ？

経済的理由でなかなか結婚に踏み出せない市民のかたへ、結婚に伴う新生活に係る費用を支援することで、結婚の希望をかなえてもらう事業です。

2. 新生活に係る費用ってナニ？

【住居費】物件（建物）の購入費、家賃、敷金、礼金、共益費、仲介手数料
【引越し費用】引越し業者や運送業者に支払った実費

3. 支援金額っていくら？

新婚夫婦1世帯あたり30万円まで

4. 誰でも申し込めるの？

令和3（2021）年3月1日から令和4（2022）年2月28日までに婚姻届を提出し、夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下で、泉佐野市に住民票がある新婚夫婦が申し込めます。

5. いつ申し込んだらいいの？

令和3（2021）年5月17日から令和4（2022）年2月28日までの予定です。
※予算がなくなり次第受付終了予定です。

6. どうやって申し込んだらいいの？

申し込みは、直接、泉佐野市役所3階子育て支援課へお越しください。郵送での申し込みはできません。

7. 申し込みの条件は？

次の①から⑦の全てに該当することが必要です。

- ① 令和元（2019）年中又は令和2（2020）年中の夫婦の所得合計金額が400万円未満であること。（※1・2）
- ② 令和3（2021）年3月1日から令和4（2022）年2月28日までの間に婚姻届を提出し受理され、婚姻関係が続いていること。
- ③ 夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下であること。
- ④ 令和3（2021）年1月1日から令和4（2022）年2月28日までの間で、結婚をきっかけに、泉佐野市内の住居を新たに購入・賃借し、その住居の住所に転入（転居）届を提出し受理されていること。
- ⑤ 法律（平成3年法律第77号）に規定されている暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係がある者ではないこと。
- ⑥ 過去にこの制度による補助を受けたことがないこと。
- ⑦ 市税を滞納していないこと。

※1：夫婦の双方又は一方が離職し、申請時において無職の場合、離職した者については所得なしとして夫婦の所得を算出する。

※2：貸与型奨学金の返済を現に行っている場合、所得証明をもとに算出した世帯の所得から貸与奨学金の年間返済額を控除した金額